

フィデューシャリー・デューティー強化で米欧にも先行する部分を持つオーストラリア! FOFA改革、FAプロフェッショナル・スタンダード、DDOPIP!! アジア最大の投信国である
豪州籍投資信託の最新動向も

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

フィデューシャリー・デューティー強化で米欧にも先行する部分を持つオーストラリア!

これまで日米欧の投信について最新動向を見てきた。2018年1月はEU/欧州連合でも MiFID II / 第二次金融商品市場指令が実施されたが、米国では昨年2017年6月9日から退職口座の投信・保険販売手数料等を規制する労働省(DOL)フィデューシャリー・デューティー・ルール(以下、DOL ルール)の基本条項が実施され、今後は、DOL ルールを包括するより広範なフィデューシャリー・スタンダードの策定が労働省と証券取引委員会(SEC)によって進んでおり、今年秋にも採決される事が期待されている。

米欧揃ってフィデューシャリー・デューティー(以下、FD)を強化する中、アジアのオーストラリアでもFD強化をどんどん進めている。

現在、欧米で議論されており、その動向が注目されているファイナンシャル・アドバイザー(以下、FA)が顧客の最善の利益の為に行動し、利益相反に該当する報酬(コミッション等)の授受を禁止する事などは、2013年に「ファイナンシャル・アドバイスの将来」改革 / Future of Financial Advice Reforms/FOFA 改革(後述※1)で導入されている。

世界の主なフィデューシャリー・デューティー強化(現在以降は予定日)

国/地域	規制名	規制対象	2015年以前	2016年	2017年	2018年	2019年
EU	MIFID/金融商品市場指令 (「EUの金融商品取引法」)	投資サービス会社 (証券会社、銀行、資産運用会社、 投資アドバイザー等)	2007年11月1日からコミッション禁止等(ただし事前に報酬割合等を公表し、投資会社等からの報酬を受け取れた)				
	MIFID II/第二次金融商品市場指令 (「EUの金融商品取引法」)	投資サービス会社 (証券会社、銀行、資産運用会社、 投資アドバイザー等)			2017年1月9日から	2018年1月3日からコミッション禁止等 (2018年2月10日公表、売買委託手数料のアンバンドリング/分離)	
	PRIPs /バリエーション型投資商品 及び保険ベース投資商品開示規則(PRIPs KID)	PRIPsの提供者 (投資会社や保険会社等) 及び販売者			2016年12月31日から	2018年1月1日から (2016年11月9日公表)	
	(参考) IDD/保険販売業務指令	保険販売者 (代理店、ブローカー、銀行、 保険のダイレクト販売をする保険会社等)				2018年2月23日までに(IDD/保険仲介業務指令は2018年2月23日に廃止)	
インド	ノーエントリロード、 SEBIインベストメントアドバイザー レギュレーション(IA Regulations)	販売会社、アドバイザー全般	2009年8月1日からノーエントリロード、2013年4月21日からSEBIインベストメントアドバイザーレギュレーション(IA Regulations)				
英国	RDR /個人向け金融商品販売制度改革	アドバイザー全般 (FA/独逸IFA、IFA/認定FA)、 プラットフォーム(※2参照)	2012年12月31日からアドバイザー(IFA/独逸IFA、IFA/認定FA)、プラットフォーム(※2参照) 禁止	2016年4月6日から、RDR導入以前に購入のファンドのトレーディングコミッション禁止(プラットフォームのみ)			
英国(※1参照)	CRR/キャピタル・リソース・リクワイメント /資本要件	個人向け金融アドバイスを提供するパートナー インベストメント・フォーム/PIFs	2016年6月30日から15000英ポンド(または年間投資ビジネス収入の5%のどちらか大きい方)		2017年7月30日から20000英ポンド(または年間投資ビジネス収入の5%のどちらか大きい方)		
	英国オルタナティブ投資ファンド運用者法 /UK AIFMD法 (※1参照)	UCITSでの規制対象とならないファンド	2011年7月1日から (適用は2014年7月から)			私募ファンド規制をAIFMDのバスボートへ	
オランダ	金融監督法の バンデインデューズメント (ダッチ・インデューズメント・バン)	金融サービス・プロバイダー(銀行等)、イン ベストメント・フォーム(投資会社等)	2013年1月1日から個人向け保険、 2014年1月1日から個人向け投資(※1参照) (※1参照)個人向け投資でコミッションと インデューズメント(課税)の禁止				
オーストラリア	FOFA改革 /ファイナンシャル・アドバイスの将来」改革	個人向けアドバイスを する ファイナンシャル・アドバイザー 及びファイナンシャル・アドバイザー	2013年7月1日から「任意」で2012年7月1日から「コミッション」禁止				
	ファイナンシャル・アドバイザー プロフェッショナル・スタンダード	個人向けアドバイスを する ファイナンシャル・アドバイザー 及びファイナンシャル・アドバイザー			2017年7月1日施行		
	デザイン・ファンド・ディストリビューション ・オプティマイズド・プラットフォーム ・プロダクト・インターベンション・パワー	投資会社や保険会社、販売会社など			決まらずに自任している	2017年12月21日に法案公表、60日間のコンサルテーション(2018年2月8日締切)を経て、法案可決から12か月後に適用される見通し。	
カナダ	CRM2 /顧客関係モデル フェーズ2	全てのディーラーとアドバイザー	2014年7月15日から投資家コストとパフォーマンスの情報開示の強化)	2016年7月15日から (コストとパフォーマンスの情報開示の強化)	2017年7月14日に完全実施 (コストとパフォーマンスの情報開示の強化)		
米国	DOLルール /米労働省(DOL)フィデューシャリー・デュー ティー・ルール	退職口座にアドバイスを する ブローカー (投資・保険等の販売会社)					
	DOL SEOルール /統一フィデューシャリー・スタンダード・ルール	全てのブローカー(投資・保険等の販売会社) とアドバイザー					SECは2018年4-6月までは採決を希望している(2018年1月10日付WSJ)もの、「提案表は秋になりそう(2018年2月5日付 ThinkAdvisor)と書かれている
	SSSD Initiative /ミューチュアルファンドのシェアクラス選択における ディスクロージャー・イニシアチブ	全てのブローカー(投資・保険等の販売会社) とアドバイザー					創設案で2018年6月12日までに自己申告・返金すれば罰則無し
中国	資産運用商品を通る規制	資産運用業界			2017年11月17日に草案公表	2018年1月にも最終版公表へ	2019年6月30日までの順守
日本	監督指針/金融行政方針・証券モニタリング基本方針/顧客本位の業務運営に関する原則	金融機関等	2014年3月7日の監督指針に「販売手数料等の収入面に留意することなく...」(2014年9月11日の基本方針)・監督指針を統合し「顧客本位のフィデューシャリー・デューティー」と言う言葉	2016年10月から銀行窓口販売の外資 向け「契約保険等の手数料開示	2017年3月30日に金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」で販売手数料透明化等		

(出所) 各国規制当局より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成
 ※1: 米国のEU/EC関連規制... フレグジャント(米国のEU規制)の行方次第だが、2016年9月29日にCFIAは引き続き、英国はEU規制を採用し続けなければならない、としている。
 ※2: 英国のプラットフォーム... プラットフォームは主にネットを通じて投資・保険等を提供する証券会社で、IFAに対し投資・保険等の選択ツールや講演、IFAのフォーミュラ等も提供する場合もある。

FOFA 改革、FA プロフェッショナル・スタンダード、DDOPIP!!

オーストラリアは 2013 年の FOFA 改革後も、消費者や投資家保護を目的に、FA の質向上に取り組んでおり、2017 年 7 月、「ファイナンシャル・アドバイザー・プロフェッショナル・スタンダード/Professional Standards of Financial Advisers」を施行した。そこで FA になる為に必要とされる知識や教育や試験、倫理基準が示され、法の下で認定される事となったのである(後述※2)。

規制の対象も広がり、2017 年 12 月 21 日には、投信や保険などの個人向け金融商品の発行者および販売者へ新しい義務を課す「デザイン・アンド・ディストリビューション・オブリゲーションズ・アンド・プロダクト・インターベンション・パワー/Design and Distribution Obligations and Product Intervention Power (DDOPIP)」法案が公表された(後述※3)。

2018 年 2 月 7 日には、議会上院にて、銀行へ「公正かつ誠実/honesty and integrity」な業務遂行が義務付けられ、コンプライアンス違反に対して経営幹部に直接的な責任を負わせる新しい法案が可決された。これは、「APRA/金融規制を担う豪健全性規制庁はコンプライアンス違反を巡って銀行経営者に対し、報酬を制限したり、ボーナスの支払いを遅らせたり出来るほか、業界での活動を禁じたり、最大 2 億 1000 万豪ドル/1 億 6600 万米ドルの罰金を科したり出来る」(2018 年 2 月 7 日付ロイター～URL は後述[参考ホームページ]①参照)など、厳しいものとなっている。

背景には、2014 年頃から、豪四大銀行を巡り不祥事が相次いだ事がある。2014 年 7 月、最大手コモンウェルス銀行が「投資経験の浅い個人投資家の多くに金融商品を不正に販売し、重い損失を負わせた。」(2014 年 7 月 3 日 WSJ～URL は後述[参考ホームページ]②参照)として陳謝している。被害を受けた可能性がある顧客は 40 万人超、賠償金は約 50 億円超となるなど影響は大きく、ウエストパック銀行、ナショナルオーストラリア銀行、オーストラリア・ニュージーランド銀行でも不正が表面化、これを受け、当局が調査に乗り出す事となったのである。

アジア最大の投信国である豪州籍投資信託の最新動向も

オーストラリアは、投信残高では約 235 兆円と世界 6 位で、1 位の米国(約 2389 兆円)の 10 分の 1 ではあるが、8 位の日本(約 187 兆円)、9 位の中国(約 178 兆円)を上回り、アジアでトップの投信国である(最新 2017 年 9 月末時点の投資信託残高～国際投資信託協会/IIFA～URL は後述[参考ホームページ]③参照)。前述した様にオーストラリアの FD 強化は実施されて 4～5 年以上経過する為、オーストラリアの投信にも影響を与えている。そこで今回は、豪州籍投資信託の最新動向も見る。

オーストラリアの投信全体の純設定は 2017 年 12 月に+11 億 84449 万豪ドル/約 1043 億円の純流入と、4 カ月連続純流入(*豪州籍投信…ETF を含む MMF を除くオープン・エンド・ファンドと保険向けファンド)。

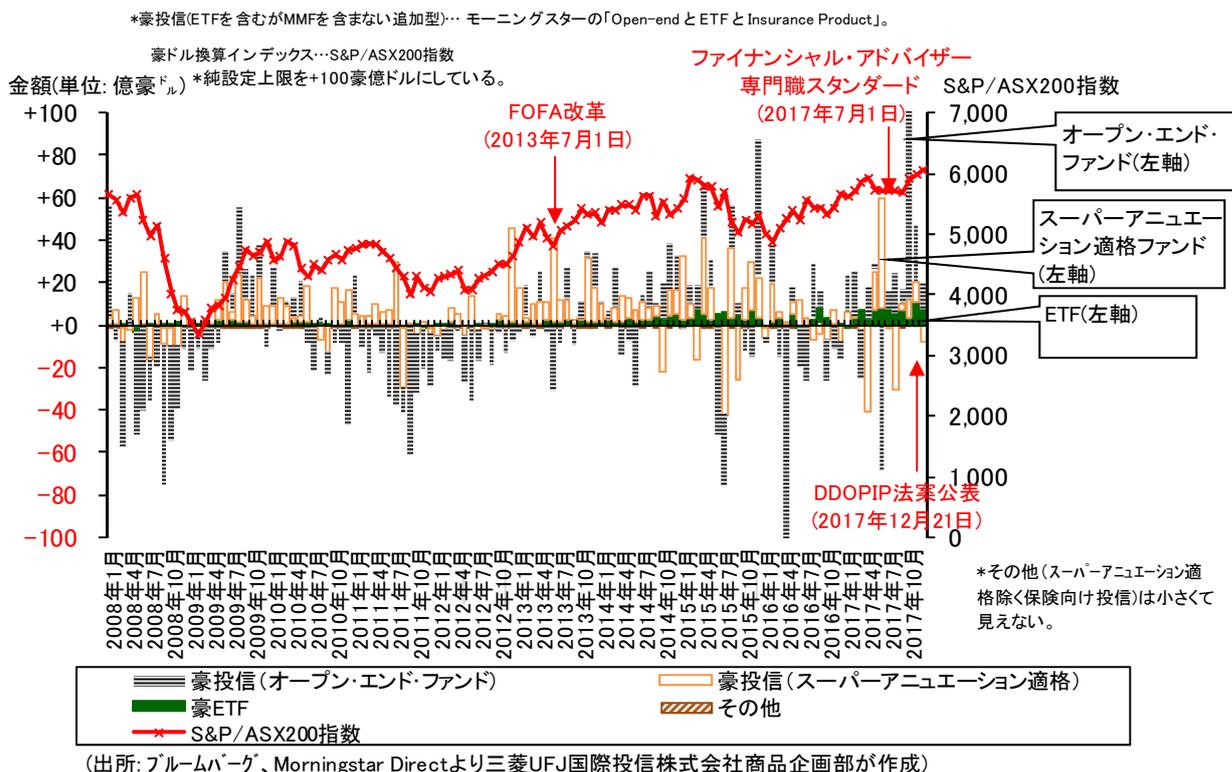
次頁グラフは豪州籍投信の純設定をファンド形態別、オープン・エンド・ファンドと ETF と保険(スーパーアニュエーション)向けファンドに分けて見たものだ。オープン・エンド・ファンドは、従来からの保険向けファンドへのシフトが引き続き見られるものの、足元 2017 年後半にかけて 6 カ月連続の純流入となっている。

ETF は欧州同様、日米の様な ETF が主導するまでには至っていないが(2018 年 2 月 13 日付日本版 ISA の道その 214～URL は後述[参考ホームページ]④参照)、11 カ月連続の純流入で、緩やかに純流入が増えてきている。

一方、保険(スーパーアニュエーション)向けファンドは4カ月ぶり純流出で、2013年から2016年初め頃にかけては安定的に純流入が続いていたが、2017年は大幅な純流出となる月もあった。



豪投信全体の純設定と豪ドル換算インデックスの推移 2008年1月～2017年12月



純資産で見ると、2017年12月末時点で純資産の約半数(52.4%)を保険(スーパーアニュエーション)向けファンドが占めている(オープン・エンド・ファンド44.6%、ETF2.7%)。保険(スーパーアニュエーション)向けファンドは、2011年9月にオープン・エンド・ファンドの純資産を上回り、2017年12月末に6599億豪ドル/約58兆円と、10年前の2.4倍に増加、拡大中だ(オープン・エンド・ファンドは10年で1.4倍)。

これは「スーパーアニュエーション保証(管理)法」(1992年制定、2011年改正)による所が大きい。賃金の一定比率を企業に強制拠出させる年金制度であり、確定拠出年金(DC)が多く、そのDCから投資される投信が増えている。一定比率も当初3%だったが、徐々に引き上げられ、2019年7月から12.00%となる予定である。

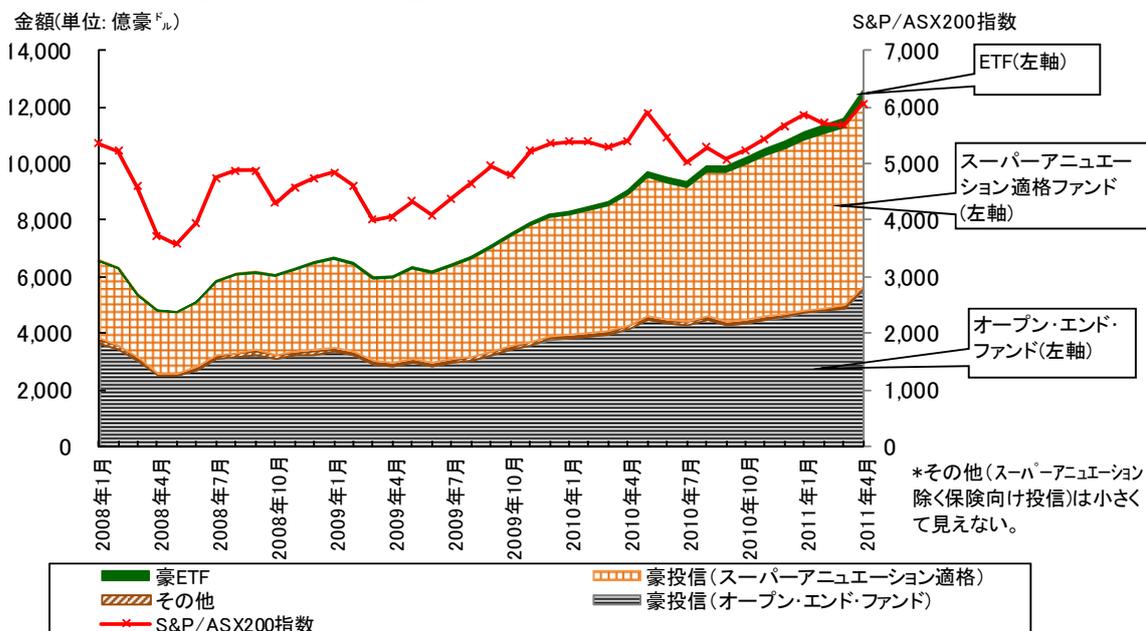
DCを通じた投信への投資拡大に伴い、投資相談やアドバイスなどを巡る問題も起こり、ファイナンシャル・アドバイザー含む販売会社や投信会社等への規制が厳しくなっている。



豪投信全体の純資産と豪ドル換算インデックスの推移
 2008年1月～2017年12月

*豪投信(ETFを含むがMMFを含まない追加型)…モーニングスターの「Open-endとETFとInsurance Product」。

豪ドル換算インデックス…S&P/ASX200指数



*その他(スーパー・アニュエーション除く保険向け投信)は小さく見えない。

(出所: ブルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

ETF だが、純資産 341 億豪ドル/約 3.0 兆円と過去最高だ。しかし、日本の 10 分の 1、欧州の 30 分の 1、米国の 128 分の 1 であり、投信全体に占める ETF の割合でも、オーストラリアは 2.7%と、欧州 7.9%、日本 17.2%、米国 18.9%、に比べて、まだまだこれからである。

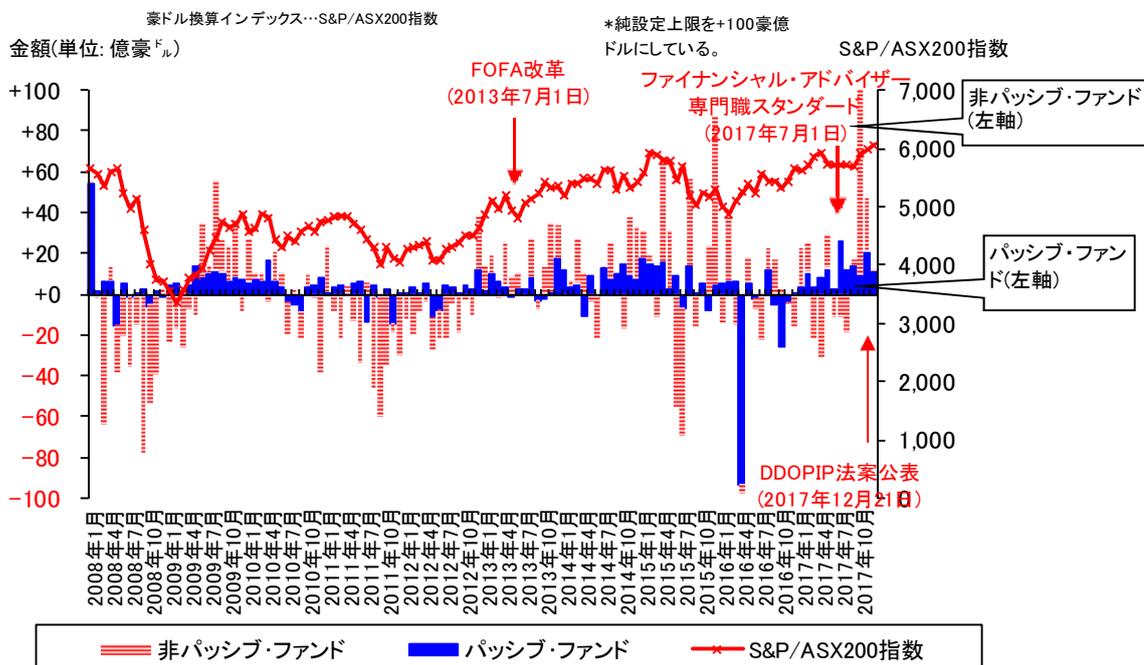
欧米では「**パッシブ投資は既にアクティブ運用者の資産を奪っている**」(2017 年 10 月 12 日付ブルームバーグ～URL は後述[参考ホームページ]⑤参照)とも言われるので、パッシブ・ファンドとそれ以外(非パッシブ・ファンド)に分けて見る。

オーストラリアの投信全体の純設定は 2017 年 12 月に+11 億 84449 万豪ドル/約 1043 億円の資金純流入と、4 カ月連続純流入(先述)、パッシブ・ファンドが+11 億豪ドル/約 0.1 億円と 13 カ月連続純流入。非パッシブ・ファンドが+4206 万豪ドル/約 37 兆円と 4 カ月連続純流入。パッシブ・ファンドは安定的な純流入ではあるが、アクティブ・ファンドを圧倒する米国ほどではない。



豪投信全体の純設定と豪ドル換算インデックスの推移 2008年1月～2017年12月

*豪投信(ETFを含むがMMFを含まない追加型)…モーニングスターの「Open-endとETFとInsurance Product」。



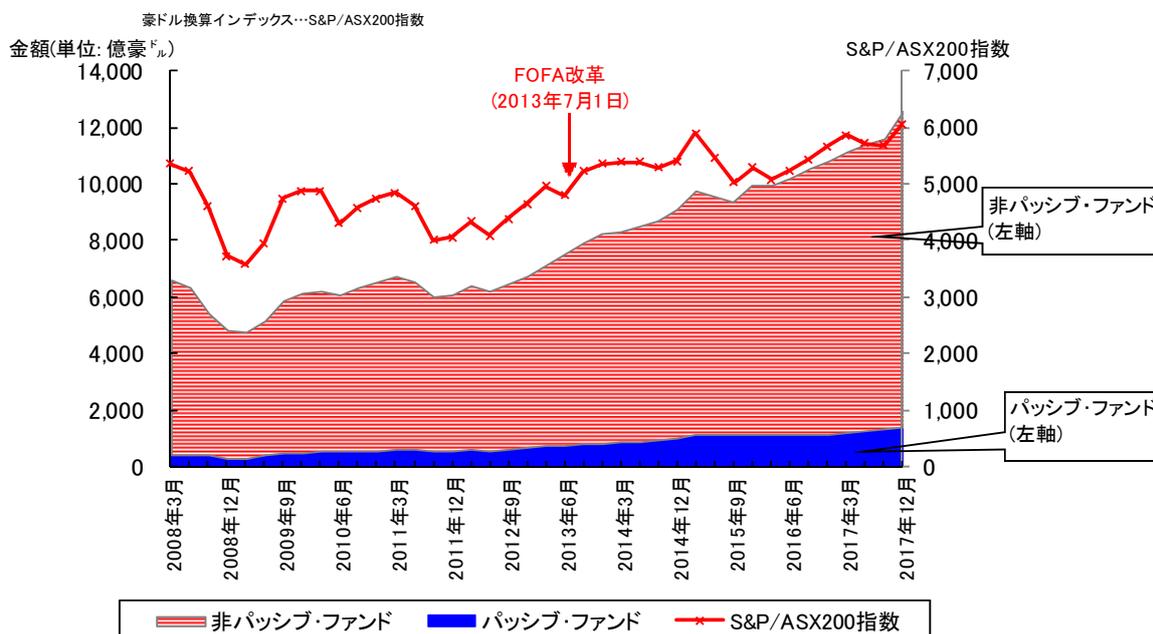
(出所: ブルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

純資産で見ると、下記グラフに示される通り、オーストラリアの投信全体の純資産は2017年12月末に6599億豪ドル/約58兆円(先述)である。うち、パッシブ・ファンドは1379億豪ドル/約12.1兆円と過去最大となっている(*割合は11.0%)。非パッシブ・ファンドが1兆1207億豪ドル/約98.7兆円と過去最大となっている(*割合は89.0%)。オーストラリアのパッシブ・ファンドは拡大しているが米国(37.0%)や欧州(16.0%)に比べてまだまだである事がよくわかる。



豪投信全体の純資産と豪ドル換算インデックスの推移 2008年1月～2017年12月

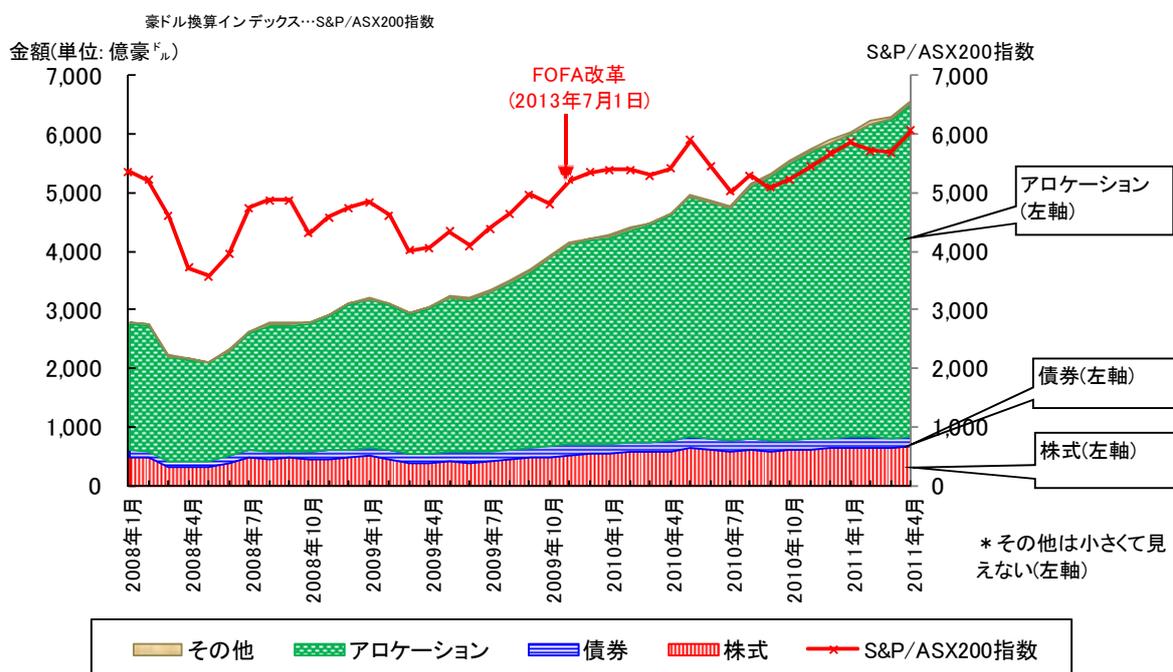
*豪投信(ETFを含むがMMFを含まない追加型)…モーニングスターの「Open-endとETFとInsurance Product」。



(出所: ブルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

パッシブ・ファンドの比率は 11.0%と小さく見える理由だが、オーストラリアの投信の約 5 割を占めるスーパーアニュエーション適格ファンドではアロケーション型(資産複合型/バランス型)が圧倒的であり、それらはパッシブ・ファンドでない事などにもよると思われる。スーパーアニュエーション適格ファンドの 2017 年 12 月末の純資産 6599 億豪ドル/約 58 兆円の 86.3%がアロケーション型である(株式型 10.3%、債券型 2.7%)。このスーパーアニュエーション適格ファンドを除く株式ファンドだけで見ると、豪パッシブ・ファンドの比率は 2 割(19.4%)に上昇する。

 豪スーパーアニュエーション適格ファンドの純資産と豪ドル換算インデックスの推移
 2008年1月～2017年12月



(出所: ブルームバーグ、Morningstar Directより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

最後になるが、オーストラリア籍の投信で 2017 年 12 月に最も純設定の大きかったファンドは「Legg Mason Brandywine Glb Oppc Fxd Inc A」(アクティブ運用のグローバル債券ファンド)で+3.2 億豪ドルとなっている。次いで、「REST Super Core Strategy」(スーパーアニュエーション向けアロケーションファンド)の+2.2 億豪ドルである。そして、3 番目が「Vanguard International Shares Index」(グローバル株式インデックスファンド)+2.0 億豪ドルである。

以上、オーストラリアの投信は、日米の投信を追う形で ETF やパッシブ・ファンドを増やしている様ではあるが、一方で年金(DC)を通じてアロケーションファンドへの投資が拡大している。

投信や投信を販売する者、設計する者への規制においても、今後の日本の参考にもなる事から、オーストラリアの投信の最新動向もしっかり見ていきたいものである。

※1: FOFA 改革…オーストラリアで 2013 年 7 月 1 日に(2012 年 7 月 1 日に任意で)導入された「ファイナンシャル・アドバイスの将来」改革/Future of Financial Advice Reforms/FOFA 改革の事。ファイナンシャル・アドバイザー(以下、FA)が投信会社等から受け取っていたコミッションを禁止、フィーのみとした。



継続的なアドバイスフィーも顧客の合意が必要で、2 年ごとに見直す義務もある(2015 年 12 月 28 日付日本版 ISA の道 特別号～URL は後述[参考ホームページ]⑥参照)。この FOFA 改革が始まり、「コストへの関心の高まりや、低コスト投資に向かう傾向といった、構造変化がおきている」(2013 年 4 月 12 日付豪モーニングスター～<https://www.morningstar.com.au/efs.mvc/article/top-products/5839/2>)などと言われた。

※2: ファイナンシャル・アドバイザー・プロフェッショナル・スタンダード…オーストラリアで 2017 年 2 月 22 日に成立、2017 年 7 月 1 日に施行された改正法案「2017 年ファイナンシャル・アドバイザー・プロフェッショナル・スタンダード/Professional Standards of Financial Advisers Act 2017」の事。ファイナンシャル・アドバイザー(以下、FA)に、職業能力基準(competency standards)が設けられた。



FA になるには、具体的に、(1)学士号(bachelor)以上または同等の資格 (2)専門的な経験 (3)試験合格 (4)倫理規定が必要とされる事となった(<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00007>)。これで、FA の専門職基準や、教育水準、倫理基準を引き上げる事を目指す。FA は、知識や技術が一定の水準以上である事を国(から委託された機関)によって認定された者だけ名乗れる事となり、認定されていない者が FA を名乗る事は出来なくなる。

上記の認定基準は、世界各国の CFP 資格の共通水準である認定要件「4 つの E」にも似ている(4 つの E…教育 = Education、試験 = Examination、経験 = Experience、倫理 = Ethics) <https://www.jafp.or.jp/aim/cfp/cfptoha/4e.shtml>。

これまで「実際にオーストラリアのファイナンシャル・アドバイザーのうち、これらの要件を満たしているのは僅か 25 % に過ぎず、CFP(同等含む)認定者も 4 分の 1 程度」(<https://www.kitces.com/blog/australia-financial-advisor-competency-standard-us-fiduciary-duty-of-care-future-proof/>)と言われる為、相当な移行期間が設けられている。新しく FA になる人は、2019 年 1 月 1 日から適用されるが、既存アドバイザーは試験合格に 2021 年まで 3 年の猶予期間、学士取得に 2024 年まで 6 年間の猶予期間がある。また、個人投資家向けに投資アドバイスをを行う FA への教育や研修、試験実施・認定、倫理基準の設置・運営等を行う為、2017 年 4 月 11 日付で独立機関 Financial Adviser Standards and Ethics Authority(以下 FASEA)が設立された(詳細は HP <https://treasury.gov.au/programs-and-initiatives-banking-and-finance/financial-adviser-standards-and-ethics-authority-limited-fasea/>)。

※3: デザイン・アンド・ディストリビューション・オブリゲーションズ・アンド・プロダクト・インターベンション・パワー…オーストラリアで 2017 年 12 月 21 日に公表された法律案「the Treasury Laws Amendment (Design and Distribution Obligations and Product Intervention Powers) Bill 2018」(<https://treasury.gov.au/consultation/c2017-t247556/>)に盛り込まれているデザイン・アンド・ディストリビューション・オブリゲーションズ・アンド・プロダクト・インターベンション・パワー/Design and Distribution Obligations and Product Intervention Power(DDOPIP)の事。個人向け金融商品に関して消費者保護の向上を目的に導入される規定で「設計及び販売義務並びに商品介入権限」と和訳される。



Proposals Paper が 2016 年 12 月に出され、コンサルテーション期間を経て(2017 年 3 月 15 日締切)、2017 年 12 月 21 日に法案公表、50 日間のコンサルテーション(2018 年 2 月 9 日締切)を経て、法案可決から 12 カ月後に適用される見通し。

保険会社や運用会社等の商品発行者/ Offerors は、設計義務/デザイン・オブリゲーションズ/ Design Obligations として、「商品に関してターゲット・マーケット/target market の決定や主要特性・投資目的の説明をする事、ターゲット・マーケットの決定においては適切であり続ける様に見直す事、その商品のターゲット・マーケットの決定と一致していない商品におけるいかなる取引についてもオーストラリア証券投資委員会(ASIC)へ知らせる事」等とされた。その対象は、個人向け金融商品で、保険、資産運用、スーパーアニュエーション(除く MySuper)、デリバティブ等(*一般株式等は対象外)。また、商品・金融サービス提供者/ Offerors and Distributor に要求される販売義務/Distribution Obligations として、「ターゲット・マーケットが決定されずに、商品に関して推奨や助言してはならない。ターゲット・マーケットの決定が不相当でありうる場合も、商品の推奨や助言をしてはならない。ターゲット・マーケット決定に一致していない商品におけるいかなる重要な取引に関して商品の発行者に知らせる事」等とされた。

今後、設計及び販売義務が適用されると、投信会社や保険会社、販売会社などは、商品設計や販売などにかかる方針や手続きを確認する必要が生じるとともに、商品の承認プロセスを新しく見直して修正することや、研修やモニタリング、業務管理が適切であるか確認する必要もでてくると言われている(<https://www.pwc.com.au/pdf/asic-design-and-distribution-obligations-feb18.pdf>)。

以 上

[参考ホームページ]

- ①2018年2月7日付ロイター「豪上院が銀行業界締め付け法案を可決、一連のスキャンダル受け」…
「 <https://jp.reuters.com/article/australia-banks-idJPKBN1FR019> 」、
- ②2014年7月3日付WSJ「豪コモンウェルス銀、金融商品の不正販売で謝罪」…
「 <http://jp.wsj.com/articles/SB1000142405270230417430458006653684364746> 」、2017年8月28日付日本経済新聞「豪銀で相次ぐ不祥事
コモンウェルス銀に資金洗浄の疑いで調査」…「 https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM28HQ_Y7A820C1FF1000/ 」、
- ③2017年12月21日付け国際投資信託協会(IIFA)「Worldwide Regulated Open-End Fund Assets and Flows, Third Quarter 2017」…「 <https://www.ici.org/research/stats/worldwide> 」、
- ④2018年2月13日付日本版ISAの道 その214「日米投信の最新動向～日本は銀行・信金の私募投信・日銀のETFが主導する拡大、米国は機関投資家・大規模投資アドバイザー・超富裕層のETFやパッシブファンド(パッシブ投資の王・バンガード)が主導する拡大～」…「 <https://www.am.mufg.jp/text/140217.pdf> 」、
- ⑤2017年10月12日付ブルームバーグ「MiFID2と米新規則、パッシブ運用への流れ後押し－ETFは無敵」…
「 <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2017-10-13/OXPOT6K50XS01> 」、
- ⑥2015年12月28日付日本版ISAの道 特別号「投資アドバイザーに対するフィデューシャリー・デューティー(FD)強化はグローバルなトレンド!～米国や英国、カナダやオーストラリア等のFD最新事情と各国ファンドのチャネル別フロー～」…「 <http://www.am.mufg.jp/text/kam151228.pdf> 」。

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー…「 <https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html> 」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご留意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。